

改正案	現行
<p>（証券取引法の一部改正）</p> <p>第百三十七条 証券取引法の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第七十九条の第三十二項、第七十九条の五十一第一項、第七十九条の五十六第一項、第七十九条の五十七第一項第一号、第七十九条の六十二、第七十九条の六十七、第七十九条の七十二から第七十九条の七十四まで、第七十九条の八十、第百八十八条、第百九十一条及び第百九十四条の六を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。</p> <p>第七十九条の第三十二項、第七十九条の五十一第一項、第七十九条の五十六第一項及び第七十九条の五十七第一項第一号中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の六十二中「総理府令又は総理府令・大蔵省令」を「内閣府令又は内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の六十七中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の七十二及び第七十九条の七十三中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p>	<p>（証券取引法の一部改正）</p> <p>第百三十七条 証券取引法の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第七十九条の第三十二項、第七十九条の五十一第一項、第七十九条の五十六第一項、第七十九条の五十七第一項第一号、第七十九条の六十二、第七十九条の六十七、第七十九条の七十二から第七十九条の七十四まで、第七十九条の八十、第百八十八条、第百九十一条及び第百九十四条の六を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。</p> <p>第七十九条の第三十二項、第七十九条の五十一第一項、第七十九条の五十六第一項及び第七十九条の五十七第一項第一号中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の六十二中「総理府令又は総理府令・大蔵省令」を「内閣府令又は内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の六十七中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p> <p>第七十九条の七十二及び第七十九条の七十三中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。</p>

第七十九条の七十四及び第七十九条の八十中、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第八十九条の八第一項中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

第八十八条中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第九十一条中「総理府令又は総理府令・大蔵省令」を「内閣府令又は内閣府令・財務省令」に改める。

第九十四条の五中「調査、」を削る。

第九十四条の六第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「第六十八条第二項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に関する権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五 その他政令で定めるもの

第九十四条の六第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同条第三項及び第六項を削る。

第九十四条の七中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

附則第五条中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第六条第一項中、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第八条第三項、第九条及び第十二条中「金融再生委員会及び

第七十九条の七十四及び第七十九条の八十中、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第四十五条第一項中「又はその支局若しくは出張所」を「若しくはこれらの支局又はこれらの出張所」に改める。

第八十八条中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第九十一条中「総理府令又は総理府令・大蔵省令」を「内閣府令又は内閣府令・財務省令」に改める。

第九十四条の五中「調査、」を削る。

第九十四条の六第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「第六十八条第二項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に関する権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五 その他政令で定めるもの

第九十四条の六第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同条第三項及び第六項を削る。

第九十四条の七中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

附則第五条中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第六条第一項中、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第八条第三項、第九条及び第十二条中「金融再生委員会及び

大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第百五十六条 金融先物取引法の一部を次のように改正する。

本則（第九十二条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第九十一条の四中「調査」を削る。

第九十二条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「第三条の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項中「次に掲げる権限」を「前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるもの」に改め、同項各号中「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その他政令で定めるもの

第九十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第五百五条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成

大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第百五十六条 金融先物取引法の一部を次のように改正する。

本則（第九十二条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第九十一条の四中「調査」を削る。

第九十二条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「第十四条の規定による設立の免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項中「次に掲げる権限」を「前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるもの」に改め、同項各号中「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その他政令で定めるもの

第九十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第五百五条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成

十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第六項中「旧租税特別措置法第三十七条第六項」を「旧租税特別措置法第三十七条第四項及び第五項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第六項」に改め、「第三十一条第一項」と、の下に「同条第七項及び第八項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、」を加える。

附則第十五条第二項中「第二条第十四項」との下に「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とを、「同条第四項中」の下に「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、」を加える。

附則第二十七条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第八項中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

附則第二十七条第四項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第二十九条第四項中「旧租税特別措置法第六十五条の七第七項」を「旧租税特別措置法第六十五条の七第五項及び第六項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第七項」に、「とする」を、「と、旧租税特別措置法第六十五条の八第七項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とする」に改める。

附則第三十七条第二項中「、平成十三年三月三十一日」を、「平成十三年三月三十一日」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」に改める。

十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第六項中「旧租税特別措置法第三十七条第六項」を「旧租税特別措置法第三十七条第四項及び第五項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第六項」に改め、「第三十一条第一項」と、の下に「同条第七項及び第八項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、」を加える。

附則第十五条第二項中「この場合において」の下に「同条第一項及び第四項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と」を加える。

附則第二十七条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第八項中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

附則第二十七条第四項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第二十九条第四項中「旧租税特別措置法第六十五条の七第七項」を「旧租税特別措置法第六十五条の七第五項及び第六項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第七項」に、「とする」を、「と、旧租税特別措置法第六十五条の八第七項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とする」に改める。

附則第三十七条第二項中「、平成十三年三月三十一日」を、「平成十三年三月三十一日」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」に改める。